

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

第1条中「公務」を「公務等」に改める。

第7条第2項第4号中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改める。

第18条中「旅行命令書」を「旅行命令申請」に改める。

第20条第2項第2号中「応ずる」を「応じた」に改める。

第22条第1項中「様式」を「様式又は別に定める様式」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部職員課)